

## はしがき

本書は、アジア経済研究所経済協力調査事業の一環として、平成8年度に実施した「アジア諸国の民主化と法」に関する研究会の成果である。また、これは平成7年度に実施した研究会を引き継ぐものである。前年度が、アジア諸国の憲法といった制度的な側面を重視した静態的な研究であったのに対し、今回の研究は、アジア諸国の民主化といった動態的な課題を取り上げて、これを法的な側面から検討したものである。

ところで、このアジア諸国の民主化の課題については、すでにこれまで政治学、社会学などさまざまな角度から検討と考察がなされてきている。これは、今回の研究会を実施する上で、大いに参考になった。アジア諸国において民主化への要求は、社会内部からの矛盾是正を要求する声として、あるいは社会の質的变化を要求する声として、あるいは人権蹂躪の救済を叫ぶ声として伝わってくる。これらが、私たちにとってのアジア諸国における民主化という言葉に含まれた響きということができよう。

アジア諸国における民主化の概念は、一般的に次の二つの大きな変化を促進すべき方向ということになるであろう。一つは、主権在民の原理から引き出されるように、国民による政治参加を促進することであり、特定の国家機関への権力集中を分散させることである。もう一つは、歴史的な所産としての人権尊重の考えを発展させることである。しかし、欧米的な個人主義に立った考え方によれば、人権は、この第1番目の政治参加および国家的な権力分散等の制度的保障をとおして、実現されるべき究極的な目的として考えられる。したがって、民主化という言葉は、人権保障を実質化させるための

国家的な枠組みを意味していると考えられるのであり、人権確保のための国家制度的な仕組みこそが民主化の中核的概念ということになるであろう。

しかし、アジア諸国においては、過去において先進国と同じような歴史的経験に浴してきていないことに思いあたる。独自の政治的、社会的、経済的な発展を被植民地化の歴史によって阻まれてきたのである。このために、長い間、民主化実現の課題からは遠ざかってきたのであり、さらに民主化実現のための諸制度もこれを発展させるための諸前提の発展も阻まれてきた。このような視点から、アジアと欧米の民主主義に対する考え方を比較した場合、過去の歴史観および社会的、文化的価値観の違いによって、まったく異なった座標軸において認識されていることに注目せざるをえない。そこで、われわれが慣れ親しんできた欧米的な民主主義観をアジアの理解にただちに取り込んで検討することについては、大きな躊躇感をもたざるをえない。

この「アジア諸国の民主化と法」を研究課題にとり上げた実質的な理由の一つには、前年度にアジア諸国の統治構造を中心とする制度調査を行ったので、これをふまえて、アジア諸国の統治構造と民主化の課題を浮上させたいことがあった。実際、近年、アジア諸国の開発独裁といった言葉を以前ほど頻繁には耳にしなくなったような気がするが、いわゆる開発独裁あるいは権威主義体制といった非民主的な政治体制が激減したわけでは必ずしもないと考えられる。アジア地域の経済開発の成功を賞賛する雰囲気のなかで、開発体制を批判的ながらも認めざるを得ないといった一種の諦念が働いているのではないかとむしろ感じられる。

しかし、アジア諸国の人々からの民主化要求は、例えば、被疑者の人権無視、国家による言論抑圧、公務員の汚職や賄賂、軍や警察などの国家機関による無謀な行為のほか、政権指導者に対する批判、大統領制から議院内閣制への移行要求、議会機能の回復要求など、さまざまな法的課題に向けられている。のみならず、地方自治制度の発展、労働者の権利保護、環境問題の解決、女性保護など広範な課題に及ぶことがある。これらの内容は、メディアや人権団体の報告などから、きわめて批判的に伝わってくるのであり、途上

国の民主化要求は重要な法律課題の一つであるといえよう。

ところで、法をとおして民主化を議論することは、概して困難な作業である。途上国の民主化の現状を特定するために、特定分野の書かれた法だけをとおして、現状を把握することはきわめて困難な作業である。特に、十分に民主化されていない途上国の社会において、後追い的な性格が強い法だから法と民主化のかかわりを論じることは、いきおい欧米的な頭ごなしの「べき論」を繰り返すことになりかねない。これは、政治現象を民主化との関連で論じることよりもはるかに難しいことである。

しかも、民主化の意義は広義であり、アジア諸国においては一様でないだけでなく、一般的に意味している内容もきわめて曖昧である。政治的な民主化があり、経済的な民主化があり、法的意味合いからの民主化も考えることが可能である。しかし、それぞれの間の境界線は明確でない。民主化は民主主義の実現と同意義に考えることができるが、民主主義の理解がアジア諸国によってあるいは先進国との間で大きく隔たっている。このために、法律学の普遍的アプローチからただちに個々の民主化を定義することには多くの困難がともなってしまう。

これは、当研究会でも初期の段階で議論したことであるが、アジア諸国どのような社会変化をもって民主化の徵候として判断するかについては、各委員の途上国への関心の所在あるいは認識の方法によって大いに異なることが明らかになった。アジア諸国の民主化の課題を先進国的な価値観の投影としてみるのか、あるいは独自の内発的な変化の過程としてみるのかによっても、理解方法は大きく異なるものと考えられる。

そこで、委員間における民主化への理解を統一せずに、それぞれの執筆者の考え方と感覚に任せざるをえなかった。全体的に共通な研究方法は、執筆者がそれぞれの担当国について、最も顕著な民主化の動きを法をとおしてみるとことになった。アジアの国の中には、民主化どころではない国もあり、その現象が形式的な法制度の側面にまったく表れずに苦労した執筆者も多かったと思われる。

それぞれの担当者の課題を簡単にみると、次のとおりである。中国を担当した小林委員は、行政訴訟制度を取り上げこれを社会主義国家における民主的な動きの表れとして取り上げた、フィリピンを担当した神尾委員は独自的な発展を遂げてきたバランガイを含む地方自治制度を取り上げた。タイを取り上げた西村委員はタイにおける近年の憲法改正の動きを民主化との関連で論じた。さらに、マレーシアを担当した大村委員は、イスラム原理主義が国家政策との対立にいたる経緯と治安維持関連法の変容を民主化との関連でとらえた。また、シンガポールを担当した中村委員はシンガポールの統治構造と民主化の関係に焦点をあて、インドネシアを担当した作本は、パンチャシラと1945年憲法への復帰を民主化との関連で議論した。

なお、上記以外に、研究会委員以外の方に原稿委託の方法で執筆依頼したものとして、次の二つがある。韓国については、国会図書館の三満調査員が最近の韓国の労働法改正をはじめとする民主化の動きを議論した。また、名古屋大学の鮎京教授は、ベトナムにおける人権概念の移り変わりを議論した。

最後に、日本の法学研究あるいは諸外国の法解釈学的な研究に従事してきた研究者にとっては、今回の研究課題はきわめて荷の重かった作業であったと思われる。このような悪条件にもかかわらず、新進気鋭のアジア法研究者あるいはアジアに関心をもった研究者に集まっていたことに対して、深く感謝を申し上げたい。また、氏名を省略させていただくが、当研究会の講師として貴重な時間を割いていただいた方々、あるいは日頃、専門的な知見や情報を快く提供していただいた方々に対しても、この場を借りて深く謝意を表したい。

#### 「アジア諸国の民主化と法」研究会の構成

主　　査	作　　本	直　　行	(アジア経済研究所、現在、インドネシア国 海外調査員)
幹　　事	小　　林	昌　　之	(アジア経済研究所経済協力調査室)

委 員	大 村 泰 樹 かみおおむら やすき （中央学院大学法学部教授）
	神 尾 真 知 子 かみおおま ちこ （帝京平成大学情報学部経営情報学科助教授）
	中 村 義 幸 なかむら よしゆき （明治大学短期大学法律科教授）
	西 村 智 奈 美 にしふじ ちなみ （新潟産業大学経済学部講師）
原稿委託	鮎 京 正 訓 あいききとう まさのり （名古屋大学大学院国際開発研究科教授）
	三 満 照 敏 みつま てるとし （国立国会図書館調査および立法考査局海外事情調査室専門調査員）

1998年1月

編者